（分収林契約に係る権利義務の承継）

第十六条　第十四条第二項の規定による請求に係る買取りを行つた提案者は、効力発生日に、請求者の当該分収林契約に係る権利及び義務（請求者が造林地所有者又は育林地所有者である場合にあつては、造林者又は育林者のためにその土地につきこれを造林又は育林の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を承継する。

（契約条項の変更後の公告等）

第十七条　提案者は、効力発生日以後、遅滞なく、契約条項の変更の内容その他の農林水産省令で定める事項を、公告するとともに、当該分収林契約の他の当事者で知れているものに対し書面をもつて通知しなければならない。契約条項の変更が効力を生じないこととなつたときも、同様とする。

（農林水産省令への委任）

第十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前三条」を「第五条から前条まで」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「（同条第二項の規定による届出に係る変更又は前条第一項の規定による勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（募集又は途中募集に係る分収林契約の変更の届出）

第七条　第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項（同条第二項の規定による届出に係る変更、前条第一項の規定による勧告に従つた変更、この条の規定による届出に係る変更又は第十一条第一項の承認に係る変更があつたときは、当該変更後の事項。次条第一項及び第二項において同じ。）であつて造林又は育林に係るものについて変更（第十一条第一項の承認に係るものを除く。）があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、第五条第一項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（森林組合法の一部改正）

第三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の三」に、「第三章　生産森林組合（第九十三条―第百条）」を

「第三章　生産森林組合
　第一節　事業、組合員、管理、設立、解散及び清算（第九十三条―第百条）
　第二節　組織変更（第百条の二―第百条の十三）
　第一款　株式会社への組織変更（第百条の十四―第百条の十八）
　第二款　合同会社への組織変更（第百条の十九―第百条の二十四）
　第三款　認可地縁団体への組織変更」

に改める。

第九条第一項第四号中「病害虫」を「鳥獣害の防止、病害虫」に改める。

第十条第三項中「変更」の下に「（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の信託規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十九条第三項中「変更」の下に「（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二十四条第三項中「変更」の下に「（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の林地処分事業実施規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二十五条の二第一項中「の整備」の下に「及び保護」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　第九条第一項第四号の鳥獣害の防止の事業を行う組合にあつては、森林法第五条第二項第九号に規定する鳥獣害防止森林区域において、組合が委託を受けて行う鳥獣害の防止に関する事項

第二十五条の二第三項中「従つた施業」の下に「又は鳥獣害の防止」を加える。

第二十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（森林の経営）」を付し、同条第一項中「組合員（次条第一項第五号」を「総組合員（第二十七条第一項第五号」に改め、「。第三項において同じ」を削り、「得て、」の下に「林業を行う組合員の利益の増進又は」を加え、「その組合」を「当該出資組合」に改め、「地区外にあるもの」の下に「（次条第一項において「対象森林」という。）」を、「事業」の下に「（以下この節において「森林経営事業」という。）」を加え、同条第二項中「同項の事業」及び「当該事業」を「森林経営事業」に改め、同条第三項を削る。

第二章第一節に次の二条を加える。

第二十六条の二　総組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。）の数が農林水産省令で定める数を超える出資組合は、前条第一項の規定によるほか、当該出資組合の総会に総組合員（第三十一条第一項ただし書に規定する准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経て、対象森林につき、森林経営事業を行うことができる。

2　前項に規定する出資組合が同項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。次項において同じ。）に通知しなければならない。

3　第一項に規定する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該出資組合に対し書面をもつて森林経営事業に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により森林経営事業を行うことはできない。

（森林経営規程）

第二十六条の三　出資組合が、森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2　前項の森林経営規程には、事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3　第一項の森林経営規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4　出資組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の森林経営規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第四十三条の二第一項中「及び共同施業規程」を「、共同施業規程及び森林経営規程」に改める。

第四十七条第一項中「共同施業規程」の下に「及び森林経営規程」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二　組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第四十七条に次の二項を加える。

3　民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4　第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。